

下請負人の建築請負報酬債権の保護

—米国における建築信託基金の法理を参考に—

明治学院大学法学部 伊 室 亜希子

I 問題意識

公共工事の前払金保証制度に関する事案で、平成14年1月17日に出された最高裁判所判決（平成14年判決）⁽¹⁾は、前払金が元請負人の預金口座に振り込まれた時点で、注文者（地方公共団体）と元請負人との間で、注文者を委託者兼受益者、前払い金を信託財産とし、これを当該工事の必要経費の支払に充てることを目的とした信託契約が成立する、そして、預金は元請負人の破産財団に組み入れられることはないと判示した。

特に建築請負契約の場面の信託に限った場合、わが国で建築請負において信託を認めるということは、これまでは珍しいもので、多少違和感があったかもしれない。しかし、米国では、元請負人・下請負人間の信認関係が広く認められていて、元請負人が下請負人のために受託者となる場合がある⁽²⁾。すなわち、米国では、建築請負の場面でも信託が使われるが、注文者、元請負人、下請負人の三面関係で考える場合、通常、受益者が注文者ではなく、下請負人となる。工事に携わった下請負人、材料供給者の債権保護のために信託が使われるのである。この信託は明示的に信託契約を結んでいない場合でも、判例において、下請負人、材料供給者の債権保護のために、認められることがある。この法理

を建築信託基金の法理（construction trust fund doctrine）という。建築信託基金の法理により、例えば、元請負人は注文者から元請負契約のために受領した請負報酬代金を下請負人、材料供給者の代金債権支払いのために、その債権額のみだけ、受託者として保持しなければならない。

第一に、この建築信託基金の法理を調べることにより、米国では、建築請負の場面において、注文者と元請負人が明示的に信託契約を結んでいないにも関わらず、どのような場合に、信託が認められるのか、そのメルクマールは何かということを明らかにしたい。これはわが国においても十分に示唆を受けうるものであると解する。平成14年判決では、注文者が受益者であると判示されたが、当該工事の必要経費の支払に充てることが信託目的ならば、工事の必要経費の何割かは下請負人の報酬債権支払いに充てられることが通常であるので、注文者を受益者と考える必然性はない。下請負人を受益者と考えても、何を要素に信託が認められるかについては同様に考えることができる。

第二に、建築信託基金の法理は、明示の信託契約がなくとも、建築資金に対して下請負人、材料供給者の権利を認めるものであるが、その他にも、米国では、端的に建築資金に対して元請負人の権利を認めないことによって、下請負人、材料供給者の保護を図っている場合がある。この建築資金に対して元請負人の権利を認めない方法もあわせてみておきたい。後述するが、平成14年判決と類似の公共工事の事案で、この方法が使われている。

建築資金の流れは、通常、建築資金貸主（金融機関、担保権者）→注文者→元請負人→下請負人、材料供給者である（公共工事の場合には、元請負人が建築資金貸主から工事費用の貸付を受けることもある）。ここでは元請負人破産の場合を念頭において、下請負人、及び材料供給者⁽³⁾の債権の保護が判例法上どのように図られているかをみることにする。

米国では、建築請負報酬債権の保護については、州ごとの立法、判例に拠っている。ここで全州を概観することは不可能であるので、よく引用される重要

な判例（裁判例）を取り上げることにする。

叙述の順序としては、米国における建築請負報酬債権の担保方法（Ⅱ）、建築信託基金の法理（Ⅲ）、元請負人に建築資金に対する権利がないとする方法（Ⅳ）、まとめ（Ⅴ）の順で述べることにする。

Ⅱ 米国における建築請負報酬債権の担保方法

以前、拙稿⁽⁴⁾において、米国の建築請負報酬債権の担保方法として、カリフォルニア州法とニューヨーク州法の法制を紹介した。中心となるのは、わが国の不動産工事の先取特権に類似する、メカニクスリーエン法（mechanics' lien law）である。これは事後的に、建築請負報酬債権が支払われない場合に、当該工事対象の不動産を競売にかけて、そこから債権を回収するものである。メカニクスリーエン権利者（先取特権者）の範囲は、元請負人だけではなく、下請負人、孫請負人、材料供給者等、建築工事に関する債権を持つ人々に広範囲に認められている。これは強力な手法であり、歴史も長く、米国の建国当時から存在し、現在では全州にその規定がある。しかし、それだけでは、ファイル（登記）時を基準として、メカニクスリーエンに優先する建築融資モーゲッジ（抵当権）に負けるなどして、十分に報酬債権の保護を図れない場合がある。そこで、今度は建築資金に着目して、そもそも資金が流用されないように、下請負人や材料供給者の支払いのために、建築資金が使われるようにする方策が各州でとられるようになった。ひとつは、ニューヨーク州法で採用される信託基金（trust fund）⁽⁵⁾であり、他方、カリフォルニア州で採用される支払停止通知（stop notice）⁽⁶⁾である。これらは制定法上のものであり、ニューヨーク州法とカリフォルニア州法は特に下請負人や材料供給者の債権を保護すべき制度が整っている。

しかし、すべての州にメカニクスリーエンを補充する、このような詳細な制定法があるわけではない。そこを埋めるものとして、建築資金に着目した、こ

れから紹介する建築信託基金の法理（construction trust fund doctrine）がある⁽⁷⁾（ニューヨーク州の信託基金の制度はこの法理の立法化といえる）。また別の方法として建築資金にはそもそも元請負人の権利がないとするものもある。いずれも必ずしも、制定法上の根拠を要しないもので、制限的に認められるに過ぎないものであるが、下請負人や材料供給者の債権を守る最後の砦としての役割を果たしているといえる。

III 建築信託基金の法理

1 建築信託基金の法理とは⁽⁸⁾

建築信託基金の法理（construction trust fund doctrine）は擬制信託⁽⁹⁾基金の法理（constructive trust fund doctrine）とも呼ばれる。制定法によるか、エクイティ上の原則によるかによって、この法理は確立されてきた。この建築信託基金の法理は、注文者がまだ元請負人に支払わないで留めている建築資金（funds）、または注文者から元請負人に支払われた建築資金に対して、下請負人および材料供給者の支払いのために信託を課す。

2 制定法に根拠をおく州⁽¹⁰⁾

建築信託基金の法理はいくつかの州によって制定法化されている⁽¹¹⁾。ニューヨーク州法（信託基金）の他、ミシガン州（建築業者信託基金法）⁽¹²⁾、ニュージャージー州⁽¹³⁾、テキサス州⁽¹⁴⁾、メリーランド州⁽¹⁵⁾、ハワイ州⁽¹⁶⁾、コロラド州⁽¹⁷⁾等に制定法が存在する。

ミシガン州法を解釈する判例として Selby 対 Ford Motor Company 事件⁽¹⁸⁾がある。

これら制定法は⁽¹⁹⁾、注文者や元請負人と直接契約をしていない、2層目、3

下請負人の建築請負報酬債権の保護

層目の下請負人や材料供給者を保護するのに、適している。なぜなら、より低い階層の下請負人や材料供給者のために取り分けられた（印をつけられた）資金をうけとる建築契約のくさりにあるすべての当事者に信託に似た義務を課すものだからである。

また間接的に、これらの制定法は、不動産所有者（注文者）への保護も与えている。なぜならば支払ボンドのように、それらは信託の受益者である下請負人と材料供給者が注文者の不動産に対するリーエンの権利に頼らずにすむからである。

制定法の規定は多様であるが、一般的にこれらの制定法は多くの場合、刑事罰を含む。信託基金のための口座を着服することや不履行については厳しい罰則を含んでいる⁽²⁰⁾。

制定法が下請負人と材料供給者に与える保護は適用しうるメカニクスリーエン法のもとでの彼らの権利の代わりではなく、互いに補っている。下請負人または材料供給者がリーエンの権利を有していない、またはそれを喪失した場合に、制定法上のあるいはエクイティ上の信託の受益者としての権利は建築資金の一連の配当において、上層の当事者（例えば元請負人）の破産から、もっとも重要な保護となる。

これら制定法は、エクイティ上のリーエン理論の成文化の形式をとっているともいわれる。すなわち、この法律によっていくつかの裁判所は支払いをうけていない下請負人と材料供給者のために、不動産またはまた支払われていない契約の受領金（proceeds）における権利を付与する点でエクイティ上のリーエンと同じである。しかし、制定法はかなり形式的で包括的な救済である。例えば、一般的なエクイティ上のリーエンに当てはまるように、建築資金貸主や注文者が不実表示（misrepresentation）をしたとか、他のエクイティに反する行為に従事したということを示すことを必要としない⁽²¹⁾。

2の小括

信託基金のための口座を着服することや元請負人の債務不履行については、厳しい罰則（刑事罰）が科されているということ、またこれら制定法は、メカニクスリーエンの権利を有していない、喪失した場合にも適用され、メカニクスリーエンの補充的役割を果たしているということ、そして、制定法上の根拠は、エクイティ上のリーエン理論の成文化であるといわれることが重要である。すなわち、下請負人と材料供給者のために、元請負契約の受領金に権利（リーエン：担保権）を付与するために、信託の法理を使ったということである。

3 エクイティ上の原則に根拠をおく州

別の州では、建築信託基金の法理は、エクイティ上の諸原則に基づいている。または制定法の規定から間接的に引き出されうる。直接の制定法がないにもかかわらず、建築信託基金の法理は発展してきたのである。

① ジョージア州

ジョージア州では建築信託基金の法理を規定する直接の制定法はないが、ジョージア州の裁判所は、建築信託基金の法理を認めている。

まずは、建築信託基金の法理の有効性についてジョージア州で問題となった判例（United Parcel Serv., Inc. 対 Weben Indus., Inc. 事件）⁽²²⁾を取り上げる。

1) United Parcel Serv., Inc. 対 Weben Indus., Inc. 事件(連邦控訴裁判所第5巡回区〔事案〕)

注文者（UPS）の施設にコンベアシステムを設置する工事を元請負人（Weben）が請負った。元請負人は、システムを組み立て設置するために下請負人（CoMaster）を雇った。下請負人が工事を完成する前に、元請負人は破産を申立てたが、下請負人はいまだ支払われていなかった。その後、下請負人は材料供給者のリーエンを注文者の設備に対してファイルした。

下請負人の建築請負報酬債権の保護

注文者が元請負人に請負報酬を支払わないでとどめてある資金（裁判所に保管されている）について、元請負人の債権者（かつ担保権者）である銀行と下請負人が優先権を争ったものである。

ここでは、1978年に改正されたジョージア州 UCC(統一商事法典)⁽²³⁾の効力が問題となった。それによると、担保権は（材料供給者のリーエンを含む）すべてのリーエンに優先すると規定していた。その改正は、少なくとも担保権者に関する限り、ジョージア州の立法者が建築信託基金の法理を無効にする意図を明らかにしているのではないかと問題となった。しかし、裁判所はそれを認めず、相変わらず、ジョージア州では、建築信託基金の法理をエクイティ上の諸原則によって認めていると結論付けた。

[判決の要約]

最初に建築信託基金の法理が認められたのは Culter-Hammer 事件⁽²⁴⁾であるが、この法理を根拠づけるエクイティ上の諸原則の支持は1978年前後もジョージア州裁判所の幾多の判決に現れている。

例えば、Short&Paluk Supply Co. 対 Dykes 事件⁽²⁵⁾において、裁判所は、注文者が建築契約価格に基づいてした支払いが、適切に労務と材料の有効な債権を持っている人々へ元請負人によって支払いがされることを見届ける（see to it）責任がある、と述べた後に、明示的に建築信託基金の法理を採用した：もし彼（元請負人）が工事のための全額の契約価格を受領したら、彼は労務及び材料の有効な債権をもつ人々に彼らに適切な支払いをする目的でその基金の受託者となるであろう。

同様に、Scott 対 Williams 事件において⁽²⁶⁾、裁判所は、下請負人が元請負人によって支払われることを保証する、注文者の義務を強調した。実際に、下請負人の債権が支払われないままである間は、注文者は元請負人に対し支払いをとどめておく権限がある。加えて裁判所は、ジョージア州のリーエン制定法の目的は、契約価格の支払いを保証し、下請負人と労働者

が支払われる基金を創設することである、とした。

下請負人が支払われたことを保証する注文者の義務は、ジョージア州 UCC の 1978 年改正によって影響を受けるものではない。下請負人が支払われるべき権利についてしばしば繰り返すことは重要である。なぜなら、なんら明示の制定法上の根拠がない状態で、建築信託基金の法理の発展を大きくサポートしたのは、下請負人と材料供給者に対するこの注文者の基本的な義務であるからである。

建築信託基金の法理と注文者の義務（下請負人が支払われることを保証する義務）は、しっかりジョージア州に根付いていて、州裁判所だけではなく、ジョージア州にある連邦地方裁判所でも同様である。

ジョージア州で、建築信託基金の法理が採用されている理由としては、ジョージア法がいまや変わったことを示すジョージア州の権威 (authorities) がないことである。ジョージア州裁判所は立法府がジョージア州の法律が変化したことを明確に示していないので、建築信託基金の法理を放棄することは我々の役目ではない。銀行は、ジョージア州 UCC9-310 条で確立された優先スキーム－銀行の完成した担保権に材料供給者のリーエンに対する優先権を与える－は建築信託基金の法理を時代遅れのものとして主張するけれども、銀行はなぜそうなるのか説明していない。重要なことに銀行はこの目新しい主張を支持するものを引用していないし、銀行の見方を敷衍する立法の歴史もジョージア州の権威もない。

ジョージア州の諸原則はさまざまなジョージア州裁判所の判決によって表現されたように、ジョージア州は建築信託基金の法理の有効性を支持する。この法理がジョージア州 UCC 改正によって廃止されたという意見は、ジョージア州法に支持を見いださない目新しい理論である、と我々は結論づける。

よって、下請負人が建築信託基金の法理のもとで、元請負人から下請負

下請負人の建築請負報酬債権の保護

人に支払うべき額について、競合権利者確定の訴えがされた資金から支払をうける権利がある。

次に、Bethlehem Steel Corp. 対 Tidwell 事件⁽²⁷⁾である。建築信託基金の法理を理解するのに重要だと思われるので、長くなるが、要約しつつ紹介する。

2) Bethlehem Steel Corp. 対 Tidwell 事件（連邦地方裁判所）

〔事案〕登場人物は、Brown & Williamson(注文者)、Georgia Steel(元請負人)、Bethlehem Steel(材料供給者)である。注文者は元請負人と建築請負契約を締結した。元請負人はそれから材料供給者に注文者の工事のために材料(スチール)を提供する契約を締結した。この契約には pay as get paid 条項が含まれ、元請負人に材料供給者が各スチールの輸送をした後55日以内に材料供給者に支払うことを要求した。材料供給者は、ジョージア州リーエン法が適切にこれらの売買を担保してくれるという保証があったので、この条項を受け入れた。元請負人はスチールを1981年4月5月の間に生じた一連の4つの輸送で、注文者の敷地で受領した。下請負人は送り状によってそれぞれの輸送について、このスチールの支払を請求した。このスチールはそれから元請負人によって加工処理され、その後注文者の不動産に組み込まれた。元請負人は、注文者に完成した工事について支払いを求めたので、注文者は元請負人に支払った。注文者はこれらの支払いの特定部分が元請負人によって下請負人のための信託として支払われたり、保持されたりすることを指示していなかったし、元請負人の銀行の明細書は、これらの資金が下請負人が支払われるべき特別な口座におかれていたことを明らかにもしなかった。むしろ資金はたんに元請負人の一般預金口座に置かれているだけであった。元請負人は下請負人にこの口座から支払をした。

元請負人に、最後の支払いをなす前に、注文者は1981年9月25日に、下請負人が注文者の不動産にリーエンを付する権利を放棄する書面に署名

するように要求した。1981年12月16日に元請負人はまた注文者の要求で、書面に署名した。それは、注文者の現場でなされた工事のために、すべての材料供給者に支払われたと述べたものだった。これらの書面が署名された後、注文者がその最終の支払いを1982年1月4日に元請負人にした。

その後、元請負人は破産した。元請負人によって下請負人に現場に供給した材料についてなされた支払いは、89,163.62ドルにのぼるが、破産裁判所によると、11 U.S.C. § 547 (b) に基づいて、詐害的譲渡であり、抑止可能なものであったと判示された。元請負人が破産前に下請負人にした支払いが他の債権者を害するものか問題となった。

[判決の要約]

ジョージア州のリーエン法は、O.C.G.A. § 44-14-361 の関係ある部分で以下のように規定している。

- (a) 以下の人々は彼らが労務役務または材料を提供した不動産に特別なリーエンを有する。
- (2) すべての元請負人、すべての下請負人、下請負人に材料を供給しているすべての材料供給者、及び下請負人、材料供給者に労務を提供するすべての労働者と不動産工事のために材料を供給するすべての人々。
- (b) 不動産工事のために工事がなされ、若しくは、供給された材料が使われ、又は、注文者以外の元請負人や他の人の雇用によって材料が供給された場合、この条文によって与えられるリーエンを改良された不動産に付着させる。

ジョージア州法はさらに元請負人が不動産においてした工事について材料供給者に支払を怠った場合、刑罰に処されうると規定する⁽²⁸⁾。材料供給者に付与されたこれらの権利と元請負人に課せられた義務からすると、この裁判所が答えなければならない問題は、以下のものである。ジョージア州法は、元請負人が注文者からなされた支払いにおいて、そのような支払

下請負人の建築請負報酬債権の保護

いが不動産工事のために元請負人の材料供給者に対する債務額をあらわすとき、その金銭への権利を元請負人に得させないかなる種類の法理を認めるべきか。下請負人の主張によると、建築信託基金の法理がジョージア州では認められる。そしてこの法理は、請負人がこの金銭に適切な利益をもたないようにするためにそのような支払いに信託を課す。先例拘束性がなくとも、裁判所は、その法理の正確な要約である United Parcel 事件においてジョージア州法のもとでのこの法理の議論と利用可能性を見いだした⁽²⁹⁾。

United Parcel 事件と本件事案で異なるのは、United Parcel 事件では、受領金が裁判所の保管所におかれていて、いまだ元請負人を經由して材料供給者に支払われていないところだが、当裁判所はこの事案の違いは無関係であると認める。

擬制信託がなされた工事のために債務額で課されるべきだとすれば、裁判所の保管所に金銭を支払うのに比べ、この金銭を元請負人に支払うことはこの金銭における信託を終わらせるものではない。

この事実の違いはしかしながら、別の理由では重要である。材料供給者が成功するには、元請負人によって信託に保持された金銭が追及 (trace) されうることをなお証明しなければならない。

ジョージア州法が擬制信託を材料供給者に未払いの資金に課すかどうかを決定する際に、重要な考慮は United Parcel 事件判決では言及されなかったが、どんな種類の保護がそのような法理の適用のない材料供給者に与えられるかということである。

破産裁判所は、実際の観点から、材料供給者が元請負人から全額の支払いを受けていたとしても、材料供給者は材料供給者のリーエン請求権を制定法上の期間制限である 90 日以内に、ファイルすることを強制される、さもないと、元請負人によるその後の破産があった場合にリーエン法の保

護を失う、と述べた。

しかしながら、この保護の達成方法はいったん材料供給者が完全に支払われたら、材料供給者には利用できない。ジョージア州のリーエン法は、材料供給者が支払われたことを誓った元請負人からの書面は、リーエンが不動産に付されるのを防ぐと規定する⁽³⁰⁾。ジョージア州リーエン法に基づいて、いったん彼らが供給した材料につき、支払われてしまえば、この材料供給者の側で、その後の元請負人の破産からみずからを保護することができない。よって、擬制信託基金の法理がそれらの材料供給者に利用できるという判断を支持する。

したがって、当裁判所は、ジョージア州法が第三者の不動産になされた改良のために元請負人によって材料供給者に債務負担された支払いについて、擬制信託基金の法理を認めているということを示す。

この判決は狭いものである。そして元請負人に対して不動産工事のために注文者からなされた全部の支払いが元請負人の財産を構成しないということの意味すると解釈されるべきではない。裁判の判決をよりよく説明するために、そのような支払いが擬制信託基金の法理に服しているときといないときとを、詳述するのが助けになるかもしれない。

元請負人の材料供給者に負っている額を超える支払いはいつも、その分については元請負人の財産である。材料供給者が注文者の不動産にリーエンをファイルする権利を有するか、すでに注文者の不動産に有効なリーエンを有している期間中に、材料供給者に負われた額を超えない支払いの部分は、擬制信託基金の法理に服する。

しかしながら、この材料供給者の保護はもし、材料供給者が注文者の不動産にリーエンファイルする権利を失ったあとに、実際に支払われた場合には失われる。材料供給者はリーエンをファイルする制定法の猶予期間が終了する前に、不動産にリーエンを担保しなければならない。この理由は、

下請負人の建築請負報酬債権の保護

ジョージア州法によって創設された権利と義務が、United Parcel 事件判決で議論されたように、これらのリーエンの権利が消滅した後にはもはや存在しないからである。最後に擬制信託基金の法理は、注文者が供給された材料についてまだ元請負人に支払っていない、その後元請負人が破産した、そして材料供給者が注文者の不動産に有効なリーエンを有しているか、注文者の不動産にリーエンをファイルする権利を有している状況で主張される。

これらの状況下では、注文者は負っている債務額を裁判所の保管庫に預けることができ、そのとき、有効に完成されまたは完成されうる材料供給者の請求権を満足させるためにそれらが使われるであろう。繰り返すが、材料供給者は、有効なリーエンをもっていない、またはその時リーエンを完成することができないならば、彼は、擬制信託の法理を主張できない。

したがって、上記の理由から当裁判所は、材料供給者は元請負人に支払われた 89,163.62 ドル全体に権利がある。これらの支払いは、擬制信託基金の法理によって創設された信託基金を構成する。さらにこれらの信託財産は材料供給者に追及可能であった。なぜなら、元請負人は銀行口座に補充し、そこから信託基金が引き出されたからである。破産裁判所の決定はそれ故、破棄する。

Bethlehem Steel Corp. 対 Tidwell 事件において、連邦地方裁判所は、材料供給者に支払義務のある額を超えない部分において、注文者から元請負人になされた支払の一部は、建築信託基金の法理に服すると判示した。下請負人または材料供給者が建築信託基金の法理に頼るためには、ジョージア州法に従った有効なリーエンをファイルしなければならない。加えて、建築信託基金の法理は、注文者が元請負人に供給された材料や提供された労務のためにまだ未払いの状況で、かつ、元請負人が破産するという状況でも主張されうる。これらの状況

において、注文者の不動産に有効なリーエンを有しているか、または注文者の不動産にリーエンをファイルする権利を有している材料供給者・下請負人は、建築信託基金の法理に頼ることができる。有効なリーエンを持たないリーエン権利者やリーエンを完成していないリーエン権利者は、建築信託基金の法理を主張できない、と判示した。

3) In re Amarlite Architectural Products., Inc. 事件⁽³¹⁾においても、ジョージア州法は、建築信託基金の法理を材料供給者に認める、しかし、それは、材料供給者のリーエンをファイルする資格のある人々に制限される、と判示している⁽³²⁾。「擬制信託の法理はジョージア州で存続可能である。しかし、その有効性は、ジョージア州リーエン法のもとで材料供給者のリーエンをファイルする権利のある人々を守るために制限される。」

リーエン権利者がリーエンの事前通知をファイルしなかったことは、リーエン権利者が建築信託基金の法理に頼ることを妨げない。元請負人から下請負人または材料供給者への口頭による支払保証は信託を課すには不十分である。

加えて、刑法 O.C.G.A. § 16-8-15 は、下請負人と材料供給者に支払いを怠る元請負人に対して、刑罰を科しているが、リーエン権利者がリーエンの権利をファイルしそこねた場合に、信託を課すにはそれ自体では十分ではない。建築信託基金の法理はジョージア州リーエン法のもとでリーエンをファイルする権利のない債権者には利用できない。

3①の小括

United Parcel 事件については、注文者の支払留保金に対して、未払いの下請負人と元請負人の債権者である銀行が争っていた。ここで建築信託基金の法理を認めるにあたって、注文者の義務が強調されていた。注文者の義務とは、下請負人、材料供給者が元請負人から支払われることを保証する、注意しておく義務である。そこから、下請負人が元請負人から支払いを受けていない間

下請負人の建築請負報酬債権の保護

は、注文者は、元請負人に対する支払いを留保する義務がある。この注文者の義務によって建築信託基金の法理が採用されたのである。この注文者の義務は受益者である下請負人・材料供給者らのために行動するエクイティ上の義務、信認義務と言い換えることができるのではないか。

Bethlehem Steel 事件については、元請負人が支払いを受けた金銭について、材料供給者と元請負人の債権者が争っていた。元請負人が材料供給者にした支払いは、詐害的譲渡にあたらぬ。ここでは、元請負人が下請負人らに支払いを怠ると、刑罰が科されるという厳しい義務を負っていた。この元請負人の義務も、さきほどの注文者の義務と同じく、不履行だと刑罰まで科されるという、下請負人・材料供給者のために行動するエクイティ上の義務、信認義務を負っているといえそうである。そして、Bethlehem Steel 事件では材料供給者が、リーエンを有しているか、リーエンをファイルする権利をもつ期間中に、注文者から元請負人に支払われた金銭のうち、材料供給者の債権額にあたる部分のみが、信託基金に服するとされた。制定法による信託基金の規定とは異なり、下請負人らにリーエンをファイルする権利があることを要求し、信託基金の法理の適用は制限的である。Bethlehem Steel 事件では、いったん下請負人らは支払いを受け、リーエン放棄書に署名した。そのため、実際にはリーエンをファイルできなかったのであるが、下請負人らはリーエンをファイルする権利をもっていたとされ、保護された。自分に与えられた権利を行使しない者までは保護しないという趣旨だと解される。

以上、下請負人が支払われることに対する注文者の義務、元請負人の義務(刑罰までである)が建築信託基金の法理に結びついている。

必ず建築資金から下請負人に支払わなければならない、建築資金の一部は、下請負人と材料供給者の支払いのために使われることとなっていた。この信託目的のために注文者あるいは元請負人が受託者となったといえる。

②イリノイ州

4) In re Tonyan Construction Co. 事件⁽³³⁾

事案は、元請負人（債務者）が注文者から支払いをうけた資金を銀行の預金口座に入れたところ、銀行が自己の債権と相殺したという事案である。イリノイ州のメカクスリーエン法によると、すでに注文者が元請負人に支払いを済ませているので、下請負人はメカクスリーエンを使うことはできない。それにもかかわらず、裁判所は、エクイティと正義の諸原則に基づいて、債務者の預金口座に預けられた基金が Kapus と E & D という 2 人の下請負人への支払いのために信託基金となると判示した。またイリノイ州のメカクスリーエン法 21.01 条は、元請負人が下請負人に支払うべき基金の支払いを怠ったことについて刑罰を定めている。

〔判決の要約〕

イリノイ州法は、元請負人が下請負人に支払うべき基金を支払わないことに刑罰を科していて、裁判所に預けられた金銭は、下請負人の利益のための信託基金であるという結論を「エクイティと正義の原則」が支持している。

Kapus(下請負人) のリーエン放棄は注文者から支払うべき金銭に対するリーエンを放棄する趣旨を有しない。しかしながら、注文者はすでに元請負人に資金を支払った。資金はそれから元請負人の一般口座に預けられ、そして銀行によって相殺された。このような状況下で、イリノイ州のメカクスリーエン法 21 条の意味と範囲内においては、「注文者から元請契約に基づいて支払うべき」金銭はない。したがって、Kapus も E & D(下請負人) も、当該資金にメカクスリーエンの力で回復 (recover) することはできない。それにもかかわらず、エクイティと正義の諸原則に基づいて、債務者の一般口座に預けられた基金が Kapus と E & D のリーエン放棄に従って支払われた資金の合計である 22,717 ドル 12 セントの限度で信託と

下請負人の建築請負報酬債権の保護

されるべきである。元請負人は単に SUB(注文者) と下請負人らとの間で資金の導管 (conduit) として行動していた。これらの資金は 2 人の下請負人に支払うという特定の目的のために、元請負人によって放棄され、そしてリーエン放棄者のためにしか放棄されなかった。またイリノイ州のメカニクスリーエン法 21.01 条は、元請負人が下請負人に支払うべき資金の支払いを怠ったことについて刑罰を定めている。元請負人の側にここで詐欺の意図がないにもかかわらず、その規定は下請負人が資金の受益者であることの支持を与えている。

5) Knopfler 対 Addison Bidg. Material Co. 事件⁽³⁴⁾では、下請負人の債権者は、リーエンの完成には適用されない手続きの自動停止 (automatic stay) にもかかわらず、イリノイの制定法によって規定された期間内に、制定法上のリーエンを得ることを要求された。

〔判決の要約〕

事案は下請負人が破産し、Petersen-Lund が未払いの材料供給者である。この事件で材料供給者は In re Tonyan Construction Co. 事件その他に依拠し、問題の財産は、下請負人の財産ではなく、むしろ Petersen-Lund を含むすべての下請負人のために信託として元請負人に保持されると主張した。しかしながら、In re Tonyan Construction Co. 事件では、財産は、第三者への支払いを明示の目的として債務者に放棄された、すなわち、債務者は当事者のために耳印をつけられた財産を保持する際に、「単なる導管 (conduit)」として行動していた。加えて、イリノイ州法のもとでは、擬制信託は、詐欺のような悪事を示すものがなければ課されることはできない。ここで、下請負人は「単なる導管」として行動していなかった。財産は、下請負人に Petersen-Lund に支払う明示の目的のために放棄されなかった。さらに、たとえ下請負人が導管のように行動していたとしても、Petersen-Lund にメカニクスリーエンを完成させるのを怠らせるように仕

下請負人の建築請負報酬債権の保護

向ける悪事を何ら示していなかった。したがって、裁判所は、Petersen-Lund が自分自身不適切な地位にある場合に、下請負人の他の一般債権者の擬制のもとに、もっけの幸い (windfall) を授けるように、擬制信託を課すべきではない。

すなわち、下請負人のせいでもなく、メカニクスリーエンを完成させる手続を怠った場合には、材料供給者は信託を主張することができない。

3②の小括

In re Tonyan 事件では、元請負人が注文者から支払いを受けた資金を銀行の預金口座にいれ、元請負人の債権者である銀行が相殺したものである。

注文者が元請負人に支払いを済ませているので、イリノイ州ではメカニクスリーエンは使えない。イリノイ州でも元請負人が下請負人に支払うべき資金の支払いを怠ったことについて刑罰を定めている。ここで注目されるべきは、元請負人が注文者と下請負人らとの間で資金の導管として行動していて、この資金は下請負人に支払うという特定の目的のために、元請負人によって放棄されたと判示されているところである。まさに、下請負人に支払うという特定の目的とは信託目的につながるといえるだろう。資金の使い道が決まっていて、元請負人としては注文者から預かった資金をそのまま管を通すように、下請負人らに渡す(放棄する)ことが求められていたということである。そして、エクイティと正義の諸原則にもとづいて、元請負人の預金口座に預けられた資金が下請負人の支払いのために信託基金となると判示された。

Knopfler 事件は、材料供給者がメカニクスリーエンを完成させる手続を怠ったため、保護に値しないとされた。

③ケンタッキー州

ケンタッキー州では、建築信託基金の法理についてコモンローの支持がない。

下請負人の建築請負報酬債権の保護

しかしながら、そのような支持は、元請負人が注文者から受領した基金からすべての材料供給者に全額を支払うことを要求する制定法上の規定から引き出せる、とする。

6) In re D&B Electric, Inc. 事件⁽³⁵⁾において、材料供給者と請負人に共同で支払可能な現金化されていない小切手に対するリーエンの優先権について問題となった。

〔判決の要約〕

ケンタッキー州では、元請負人の手にある担保に入っていない基金が下請負人と材料供給者の利益のために信託に服するという概念を支持するコモンローはない。しかしながら、そのような請求権の支持は、メカニクスリーエン法からは異なる制定法上の規定から導き出せる。独立した元請負人に彼らが注文者から受領した基金からすべての材料供給者に全額支払うことを要求する規定である。その制定法は、とりわけ以下のように述べている。

(1) どの請負人、建築家または他の人の不動産を建て、修理し、改良する他の人は、メカニクスリーエンまたは材料供給者のリーエンが不動産に課される状況下で、注文者から受領した支払いの受取金からその不動産に材料を供給し、労務を履行したすべての人々に全額を支払う (Ky. Rev. Stat. § 376.070)

ミシガン州の建築業者信託基金法とは異なり、上記規定は、明示的には、未払いの材料供給者のために信託基金を成立させない。しかしながら、そのような解釈は、ミシガン州の Selby 事件⁽³⁶⁾において明確に述べられた信託基金の法理の公共政策的な強い優先権 (strong public policy preference) と同様に、(不遵守による刑罰が一緒になった) 法律の効力のある (forceful) 文言から示唆されるべきだ。

さらに、ケンタッキー州法の解釈への敬意は、その特徴を信託基金を創

下請負人の建築請負報酬債権の保護

設することとして要求する。ケンタッキー州の判例は、破産事件ではないが、それにもかかわらず、単なるリーエンの権利を越えて、未払いの材料供給者に財産権をさずけることに法的にかたむくことを示す。

Petter 事件⁽³⁷⁾で、材料供給者が元請負人に保持された未払いの資金への請求権を主張した。元請負人は、この義務は、材料を供給した下請負人に対するものであり、(下請負人に材料を供給した)材料供給者に対するものではないと主張した。裁判所は、材料供給者が支払いについて規定する契約については、契約上の第三受益者 (a third party beneficiary) であるだけではなく、K.R.S § 376.070 に基づく資金に権利があると結論づけた。法律の文言を分析するに、とくに、材料供給者のリーエンが課されうる状況で支払いを要求する文言について、裁判所は、「この条文は、376 章でどこかに規定されるリーエンの主張に依存して作られたのではなく、リーエンが「課されうる」ような状況では材料供給者に支払いを要求する」と認定した。

K.R.S § 376.070 は、材料供給者のリーエン権利の欠如にもかかわらず、元請負人による支払いを要求する。

さらに、Fenton 事件⁽³⁸⁾で、注文者の下請負人への支払い義務により、元請負人の売掛金(受領金)から下請負人へ支払うべき金銭がとりのぞかれる。元請負人がその金銭に対し有効な債権を持たないので、元請負人の債権者は担保があろうとなかろうと、債権を主張できない。

3③の小括

In re D&B Electric, Inc. 事件では、州法において元請負人に対して、注文者から受領した資金から、材料供給者に全額支払うことを要求する規定と遵守しないと刑罰が科せられる規定から建築信託基金の法理が導き出されるとする。州法の規定から間接的に建築信託基金の法理が認められるのだが、元請負人の義務が信認義務となるというところはジョージア州と同じである。

また元請負人に対して、下請負人の材料供給者も信託基金の法理を主張できる。これは注文者対下請負人と同様である。

3のまとめ

建築融資資金が想定している場面としては、主として、元請負人の債務不履行（破産）が念頭におかれている。注文者が元請負人に未だ支払わずに手元に残っている建築資金に対して、元請負人の債権者と下請負人・材料供給者が争う。または、注文者から元請負人に支払われた建築資金について、同じく、元請負人の債権者と未だ支払われていない下請負人・材料供給者が争う。そして、下請負人・材料供給者の債権額については信託財産として、注文者または元請負人が受託者であるとし、下請負人・材料供給者の債権を保護している。

共通の特徴としては、注文者、元請負人、下請負人・材料供給者の三面関係でみると、1、前提として元請負人は注文者から受領した金銭から下請負人と材料供給者に全額を支払う義務を負い、2、支払義務を怠ると、元請負人には刑罰が課せられる。また、ジョージア州で見られた、3、注文者の義務である。注文者には、元請負人が下請負人・材料供給者に全額を支払っているか注意して見ておく義務があり、もし支払っていない場合には、元請負人への支払を留保する権利があるということである。注文者にしろ、元請負人にしろ、下請負人・材料供給者が全額支払われる義務を負っている。それは不履行をすると刑罰を科せられるほどの義務であり、注文者や元請負人に下請負人、材料供給者のために行動するエクイティ上の義務、信任義務を課しているといえる。また、イリノイ州の判例にあったように、下請負人に支払うという特定の目的のために、元請負人が行動していた。すなわち、下請負人に支払うという信託目的のために、建築資産が使われていたということである。絶対に建築資金から下請負人・材料供給者に支払いがなされなければならないということであれば、建築資金のうち、下請負人・材料供給者の債権額は下請負人・材料供給者の

金銭であるというマークがつけられ、それはすなわち、下請負人・材料供給者を受益者とする信託へとつながっていくという構図が見られる。

しかしながら、制定法上に明確に根拠のない建築信託基金の法理は制限的にしか適用されない⁽³⁹⁾。ジョージア州では、材料供給者のリーエン法のもとで、リーエンをファイルできる人々を守るためにのみ利用できる。イリノイ州でも、リーエンの手続を自らのせいで怠った者には利用できないとしている。

4 建築信託基金の法理を否定する州

アーカンソー州及びミシシッピ州では、結論として、信託の成立を否定している。

アーカンソー州⁽⁴⁰⁾における7) Cherokee Carpet Mills, Inc. 対 Worthen Bank and Trust 事件⁽⁴¹⁾において、注文者から元請負人に一部支払うことは、下請負人、材料供給者らにとって、信託ではないと述べている。元請負人は銀行（被告）の債権を担保するために、銀行に対し、売掛金（受領金）に担保権を与えた。注文者による元請負人への一部支払いは銀行の元請負人の口座に預けられた。そしてその後銀行は相殺を実行した。元請負人が材料供給者と下請負人に支払うのを怠り、その後、原告は彼らの債権を買取り、銀行を訴えた。原告の救済を否定して、裁判所は以下の判断をした。元請負人への注文者による一部支払いは、下請負人と材料供給者のために信託として保持されない。たとえ元請負人が下請負人と材料供給者の利益のために、コモンロー上の権利を保持する義務があったとしても、銀行は、受託者の承継人とはならず、または信託関係を知らずに、若しくは、銀行に調査するのに十分な通知をせずに、預けられた資金に対して責任はない。

アーカンソー州法とミシシッピ州法を解釈する8) Georgia Pacific Corp. 対 Sigma Service Corp. 事件⁽⁴²⁾においても建築信託基金の法理が否定されている。登場人物は、Sigma（元請負人）、Georgia-Pacific, Mississippi Chemical（注文者）、

Foster, Dura-Wood (材料供給者)である。

[判決の要約]

一審の地方裁判所では、アーカンソー州とミシシッピ州のリーエン法は、未だ支払われていない材料供給者のために擬制信託を創設し、材料供給者のための支払いを含む注文者によってなされるべき支払いは、元請負人の破産財産には決してならないと判示し、建築信託基金の法理を認めた。しかし、この連邦控訴裁判所第5巡回区において、判断が覆された。一審では、ミシガン州のSelby事件⁽⁴³⁾とケンタッキー州のIn re D&B Electric, Inc. 事件⁽⁴⁴⁾に主に依拠していたが、それらの事件では、問題となっている特定の州の法律が、注文者から破産した元請負人に対して支払うべき額について、未払いの材料供給者または下請負人のために制定法上の信託または擬制信託を創設し、それゆえ、材料供給者のために信託に服する額は破産した元請負人の財産ではないと判示された。

しかしながら、アーカンソー州とミシシッピ州のリーエン制定法は、未払いの材料供給者のために制定法上のまたは黙示の信託を創設しない。Selby 事件（以前の破産法のもとで生じた事件であるが）では、ミシガン州の建築業者信託基金法は明示的に「建築プロジェクトにおける注文者と下請負人のために「信託基金」を創設する。ミシガン州法のもとでは、「下請負人の権利 (interest) は、注文者が建築業者の契約資金を支払った場合に生じる」。In re D&B Electric, Inc. 事件では、材料供給者と請負人に共同で支払可能とされた現金化されていない小切手におけるリーエンの優先権について問題となっていたが、破産裁判所は、ケンタッキー州制定法のもとで、未払いの材料供給者が資金に信託の性質をもつ権利を与えられると判示した。ケンタッキー州法は、明示的にはそのような信託を規定していないけれども、破産裁判所は、そのような解釈が「Selby 事件で明確に述べられた信託基金の法理の公共政策的な強い優先権と同様に、（不遵守による

刑事罰が一緒になった)法律の効力のある文言]から含まれるべきだと考えた。

しかし、現在のアーカンソー州およびミシシッピ州のリーエン制定法は、同様の解釈に服さない。

アーカンソー州のリーエン制定法は、明示的に、アーカンソー州の最高裁判所によって解釈されてきたように、未払いの材料供給者は注文者から元請負人に元請負契約のために支払われた資金に財産権も信託基金の権利も有しない (Cherokee 事件)。ミシシッピ州のリーエン法は、注文者から元請負人に支払うべき額において、未払いの材料供給者のために、リーエンまたは信託基金を創設するには議論がある。制定法は、もし未払いの材料供給者が注文者に通知を与えたら、注文者が元請負人に支払うべき額が、この請求権の限度まで、その支払のために拘束され、その通知後は、元請負人が注文者を訴える場合、注文者は、元請負契約に基づいて支払うべき額全額を裁判所に支払い、すべての債権者が、その権利を主張することを規定する。Dura-Wood (材料供給者) は、元請負人の破産手続後に注文者 (Mississippi Chemical) に支払停止通知を出したが、この通知は無効である。Dura-Wood (材料供給者) が事前の支払停止通知によって得たかもしれないリーエンも信託の優先権も破産手続に先立って、完成されなかった。

また、材料供給者は、共同小切手による Georgia-Pacific (注文者) が元請負人に負っている資金に材料供給者のための擬制信託を主張するが、裁判所は、この主張も認めないとした。

4の小括

アーカンソー州とミシシッピ州ではリーエン制定法からは信託を導き出せないとして、結論としてどちらも信託の成立を否定した。

アーカンソー州の Cherokee 事件では、注文者から元請負人への一部支払いは下請負人、材料供給者にとって信託として保持されないと判示された。

下請負人の建築請負報酬債権の保護

アーカンソー州では続く Georgia Pacific 事件（州最高裁判所）でも Cherokee 事件を引用して、建築信託基金の法理が否定されており、元請負人のコモンロー上の義務は認めるが、エクイティ上の義務までは認めないとしている。建築信託基金の法理は、エクイティ上の原則（義務）に基づくものとされているので、これが否定されるということは建築信託基金の法理自体が否定されているということになろう。

しかし、ミシシッピ州で、結果として信託の成立を認めなかったことについては、アーカンソー州とは必ずしも同じではないと考える。ミシシッピ州では、建築資金に対しては支払停止通知の制度があり、まずは支払停止通知の制度を使うべきこと、そして材料供給者はその通知を怠ったのであるから、保護されなくても仕方がないといえる。建築信託基金の法理自体が否定されたわけではない。

IV 元請負人に建築資金に対する権利がないとする方法

1 ペンシルヴァニア州

優先する登記をしている金融機関に対して、材料供給者と下請負人に味方する裁判所のもうひとつの重要な方法がある⁽⁴⁵⁾。9) Himes 事件⁽⁴⁶⁾は、元請負人の未払いの材料供給者とその融資銀行との間の建築契約の支払留保金 (retentions) に対する優先権の争いである。材料供給者は、注文者に元請負人に支払うべき労務と材料のための債権を満足させるための支払いをとどめておいてもらうことができる。銀行は、支払留保金に対する担保権に頼る。裁判所は、優先権が材料供給者に行くと結論づけた。根拠は銀行の担保権は、決して留保金に付加していないということである。担保権の付与は、債務者（この事件では元請負人）がその担保財産に権利を持っていることを要求する。しかしながら、

下請負人の建築請負報酬債権の保護

実際に元請負人は、留保金に権利を有しなかった。なぜなら、元請負契約によると、材料供給者が未払いのときは、特別に注文者が元請負人から留保金を保持することを許されていたからである。

Himes 事件（ペンシルヴァニア州控訴裁判所）

〔判決の概要〕

公共工事の Carrolltown Borough Municipal Authority（注文者）、Cameron County Construction Corporation（元請負人）、Himes（材料供給者）。

元請負人との契約によって注文者は契約価額の 10%（44,000 ドル）を保持していた。その額が本件の問題となる資金である。請求権者のひとつは Emporium Trust Company（銀行）であり、そのプロジェクトの工事のために、元請負人に金銭を融資していた。元請負人は銀行に融資の返済を完了しなかった。他方、労務と材料をそのプロジェクトのために提供した人々（供給者）によって請求権が主張された。

1972 年 10 月 18 日元請負人は注文者と契約を締結した。元請負人は銀行から工事を始めるために 95,870.75 ドルを借りた。同時に元請負人は、銀行に契約の受領金（proceeds）に担保権を与えた。また元請負人は保証会社から支払いボンドを得た。1973 年に元請負人は工事を開始し、1974 年 11 月後半に完成した。プロジェクトの完成時に元請負人は銀行に 88,000 ドル借りていた。注文者は、合意に従って元請負人への最後の支払い分 43,694.50 ドルを保持していた。元請負人は銀行にも供給者の一部にも支払っていない。通常であれば保証会社が供給者に対する元請負人の債務をカバーするものだが、1975 年 3 月 28 日に保証会社が支払不能となった。

下級審は、銀行ではなく、供給者に命令し、注文者から保持している資金の 43,694.50 ドルを受領すべきとした。銀行は控訴した。

銀行は、ペンシルヴァニア州 UCC 9 章による建築契約の「受領金」に

下請負人の建築請負報酬債権の保護

対する担保権を有しているが、問題の資金は銀行が権利をもつ「受領金」にはなっていない。

銀行が担保権を持っている「受領金」とは、注文者から元請負人に現在または将来支払われるものであったことは明らかである。もちろん、元請負人は自身が持っている以上の権利、または注文者との合意のもとに獲得した以上の権利を銀行に譲渡することはできなかった。したがって、銀行の権利が元請負人の金銭の派生物であるので、論理的には、元請負人のこの資金への権利を決定することが次のステップだ。

建築契約において、下請負人にまたは材料・労務のために適切に支払いをするために、元請負人の不履行のために資金の10%について最後の支払いを保持するという明示の権限を注文者に与えていた。さらに、その資金の支払いは、労務、材料またはこの契約に関連する未払い債務のすべての請求権が支払われたことの請負人による証拠の提出に条件付けられていた。

銀行はペンシルヴァニア州 UCC 第9章にもとづいて保持された資金に優先権があると主張する。しかし、銀行は、12A P.S.9-204条、9-306条について議論していない。

契約の文言から明らかのように、元請負人は労務及び材料の供給者の適切な請求権を満足した証拠を提出するまでは、最後の10%の支払いに「権利がなかった」。元請負人が契約上の義務を果たさなかったので、元請負人は決して「担保財産に権利」を得なかった。そしてそれゆえ、銀行の担保権は決して付与されなかった。§9-306もその結果を支持している。元請負人は供給者に支払いをしなかったので、条文で要求される「支払いを受ける権利」を有しなかったからである。

下級審では、Jacob 対 Northeastern Corp. 事件⁽⁴⁷⁾に依拠していた。ここでは、建築会社が2つの州の団体から公共工事を請負った。支払いボンド

下請負人の建築請負報酬債権の保護

も発行された。元請負人はいくつかの供給者に支払いを怠り、しかし、本件と違って bonds 会社が保証人として bonds に従った支払いをした。建築会社は倒産管財制におかれ、保証人は裁判所に建築契約に基づく最後の支払いのうち、かれらの配当を申し立てた。財産保全管財人はその申立を拒絶し、保証人がすべての他の債権者と同じ一般債権者と主張して、一般的な配当のために保持された資金を要求した。裁判所は、建築契約は、労務及び材料供給者への元請負人による支払いの懈怠をカバーするために州の団体によって最後の支払いを保持することを黙示で規定していると判示した。その状況では、裁判所は、保証人が代位の法理を根拠に問題の資金を受領する権利がある、そして、元請負人の権利の承継者であると判示した。Jacob 事件とは異なり、元請負人は供給者に支払う義務を果たしていないので、公共団体（注文者）によって保持された資金に決して権利がなかったと我々は結論づける。

また銀行は、B. Bornstein & Son, Inc, v. R. H. Macy & Co. 事件⁽⁴⁸⁾と矛盾すると主張する。Bornstein 事件において、デパートの建築契約は2つの民間の当事者間で存在していた。建築会社とデベロッパーである。その契約は、デベロッパーが契約に基づく最後の支払いを建築会社にする前に、下請負人と材料供給者が支払われた証拠とすべてのリーエンを放棄する下請負人と材料供給者の署名された文書をデベロッパーに示すことを、建築会社に要求していた。建築会社はそのような証拠と書面を提出するのを怠り、デベロッパーは最後の支払いをすることを拒んだ。

支払いの証拠やリーエンの放棄書面を提出しなかったことについて建築会社には重要な違反はなかった、なぜなら、建築会社が当事者に支払いを怠った結果として、デベロッパーの不動産にリーエンがファイルされうる制定法上の期間は終了していたからである。われわれの裁判所は、Bornstein 事件で、支払いの証拠とリーエンのない書面がデベロッパーに要求

下請負人の建築請負報酬債権の保護

される契約条項がデベロッパー自身の保護のために挿入されたと考える。リーエンファイル期間が過ぎたので、デベロッパーは建築会社に支払うべき残高の支払いによってなにも失う可能性がなかった。

さらに、われわれの裁判所は、建築会社の判決債権者が未払いの残高に権利をもち、そして、デベロッパーが契約に基づいて下請負人と供給者に支払う義務はないという結論に達した。彼らは、契約に基づく契約上の第三受益者ではなく、デベロッパーの側で、彼らすべてに支払いをするという「エクイティ上の義務」はないとも判示された。

Bornstein 事件との間の違いは明らかだ。Bornstein 事件では、建築会社（元請負人）は下請負人と供給者への支払いの証拠の提供を怠ったことが重要な違反ではないとして、最後の支払いに権利があった。これは、Bornstein 事件での契約条項はリーエンに対する民間のデベロッパーを守るために作られたものだからである。そのようなリーエンがもはや主張されることができない場合、条項によって与えられる保護は、もはや必要ない。Bornstein 事件における判決債権者は、資金に権利のある当事者から派生する権利を享受した。他方、本件の銀行は契約の支払いの保持された部分に権限をもつ当事者から派生した権利がなかった。

本件では、保持された資金は公共工事において元請負人に材料と労務を提供した人々を保護するために明示的に与えられた。Bornstein 事件では、最後の支払いの保持は、リーエンからデベロッパーを保護するためのもので、下請負人と供給者のためではなかった。したがって、本件の供給者はプロジェクトの公共性のためにのみ異なった地位を享受した。

控訴棄却。

IV 1 の小括

Himes 事件では、公共工事契約条項に下請負人と材料供給者の支払いのために、注文者は元請負人に対する最後の支払いとして契約価額の 10 パーセントを留保するというものがあった。また、銀行が元請負人に融資した融資金の担保権は、元請負人の契約の受領金 (proceeds) に付与される。しかし、元請負人は材料供給者に支払いをしていない (支払い義務の懈怠) ので、注文者から支払いを受ける権利すなわち、受領金に権利がない。よって、銀行も受領金に権利がないと判示された。

他の事件との比較として、まず同じ公共工事の事案である Jacob 事件との違いは、Himes 事件では支払いボンドが保証会社の倒産のために履行されなかったのに対して、Jacob 事件においては、保証人が支払いボンドに従い、材料供給者らに支払いをしたことである。そのため、元請負人は支払義務を履行したので、支払留保金に権利があり、保証会社はそれに代位できると判示された。

次に、銀行が依拠する民間工事 Bornstein 事件においては、契約条項に、デベロッパーが契約に基づく最後の支払いを建築会社にする前に、下請負人と材料供給者が支払われた証拠とすべてのリーエンを放棄する下請負人と材料供給者の署名された文書をデベロッパーに示すことを、建築会社に要求していたが、建築会社 (元請負人) はそれを懈怠した。

この条項は、リーエンを避けるためのデベロッパー (注文者) のための条項である。ここが、支払留保金の条項で下請負人と材料供給者の支払いのためとした Himes 事件との違いである。

そして、Bornstein 事件では元請負人が書面を提出しなくても、重要な違反ではない、なぜなら、その間にリーエンのファイル期間が過ぎたので、注文者は、供給者らに支払い義務を負わないからである。よって、元請負人がその支払留保金に権利があると判示した。

注文者が契約上、支払いを留保している場合、それが下請負人や材料供給者

下請負人の建築請負報酬債権の保護

の支払いのためであるならば、元請負人は下請負人や材料供給者に支払義務を履行せずに、注文者に対して、支払いを請求することはできない。すなわち、元請負人には支払留保金には単に権利がないとする。

また、Jacob 事件はわが国の平成 14 年判決の事案と類似する部分があることにも一言しておく。

平成 14 年判決で重要なのは、元請負人からの倒産隔離であり、前払い金が元請負人の財産（すなわち、破産財団のもの）ではなくて、注文者の財産とすることが重要であったといえるので、理論が逆だが、結局同じ結論に至っていることは興味深い⁽⁴⁹⁾。

2 ノースカロライナ州

また、ノースカロライナ州の最高裁判所でも同じような判断がなされているので紹介する。

ノースカロライナ州の 10) United States 対 Durham Lumber Co. 事件⁽⁵⁰⁾（ノースカロライナ州最高裁判所）は、注文者から元請負人の破産財団に支払われた資金への優先権の争いに関するものである。州法のもとで、元請負人は、元請負人の債権が下請負人の債権の総計を超える限度を除いて、履行された労務のために債務を負っている資金には連邦税法による差し押さえに服する財産権をもっていない、と判示された。

〔事案〕納税者・元請負人（Michael & Embree）

建築工事を完成させる際に、元請負人は多くの下請負人の役務と材料を利用したが、その大半に支払いをしなかった。1955 年 1 月と 2 月に 2 人の下請負人は注文者に元請負人に対する請求権の通知をした。1955 年 1 月 18 日に元請負人は破産した。その時点で、注文者から建築契約に基づいて支払うべき未払いの残高は 5,250 ドルあった。破産管財人に預けられた 5,250 ドルについて、支払いを受けていない下請負人と未徴収の源泉徴

収税と失業保険の税金を求める連邦政府が争った。連邦の租税リーエンは、納税者に属しているすべての財産と財産権に付与される。政府は、建築契約に基づいて支払うべき金銭が租税リーエンの付与された納税者の財産であると主張した。

[判決の要約]

破産審理人は、連邦政府の権利が下請負人の権利に優先すると判示した。地方裁判所は、それに同意せず、政府が租税リーエンを満足しうる前に、下請負人の請求権の支払いに権利があると判示した。控訴裁判所は、控訴を棄却した。我々は裁量上訴を認める。控訴裁判所は、地方裁判所の判決を棄却する際に、租税リーエンが付与される、元請負人の財産権の性質と程度は州法のもとでたしかめられなければならないと述べた。裁判所は、ノースカロライナ州法と判例を分析した。ノースカロライナ州法は、以下のように規定している。：元請負人によって支払われなかった下請負人は元請負契約に基づいて支払うべき額の程度まで注文者に対して直接かつ独立の訴訟原因を有する。そして元請負契約にもとづいて注文者によって負担されている金銭は、注文者が通知を受けた下請負人の請求権を満足するためにまず使われなければならない。

さらに、注文者が未払いの下請負人の請求権の通知を受領することを保証するために、N. C. Gen. Stat., 1950. § 44-8 は元請負人に支払いを受ける前に、下請負人に支払うべき合計額の書面を注文者に提供することを要求している。そして、元請負人がその書面を提供することを怠ったときには、彼は横領の罪を負う。N. C. Gen. Stat., 1950. § 44-12。最後に、裁判所は、N. C. Gen. Stat., 1950. § 44-9 において、注文者に対する下請負人の請求権の直接かつ独立の性質の別の証拠を見いだした。§ 44-9 は、注文者が下請負人の請求権の通知を受領した後で、元請負人に支払いをしたとしたら、彼は、通知を受領した時点で建築契約に基づいて支払うべきであった額の限

下請負人の建築請負報酬債権の保護

度で下請負人に責任を負う、と規定する。

以上より、控訴裁判所は、ノースカロライナ州法に基づいて、元請負人は、元請負契約の券面額に財産権 (property interest) を有しないと判示した。特に裁判所は、「元請負人の請求権が下請負人の請求権の総計を超える限度を除いて、元請負人は租税リーエンに基づき差し押さえに服する権利を有していない。」と述べた。それゆえ、裁判所は、ノースカロライナ州法に基づき、納税者が、資金の残余にしか権利を有しないので、そして、ノースカロライナ州法によって定められたように政府の租税リーエンが納税者の財産権に付与されるので、政府は、注文者が下請負人に支払うのに十分な額を控除した後に支払われないで残っている契約価格にしか回復できないと、判示した。

控訴裁判所が我々よりノースカロライナ州法に密接であるので、そして、我々は、その法に基づく納税者の財産権の裁判所の特徴付けが明らかに間違っていると合理的でないとかとすることができないので、判決は棄却される。

IV 2 の小括

この事案では、ノースカロライナ州の規定によると、元請負人が下請負人らに支払いをしない場合は注文者が下請負人らに直接支払い義務を負うことになる。つまり、注文者の支払留保金については、元請負人は、財産権 (property interest) を有しない。すなわち、「元請負人の請求権が下請負人の請求権の総計を超える限度を除いて、元請負人は租税リーエンに基づき差し押さえに服する権利を有していない。」

V まとめ

0 問題状況

米国のシステムだと、まず建築資金貸主（金融機関）が注文者か元請負人に融資をする。注文者が借主であれば、通常、その工事不動産に対して、貸主はモーゲッジ等担保権を設定する。元請負人が借主であれば、元請負契約の受領金に対して、担保権（security interest）を設定する。そして、建築資金は、注文者から元請負人へ、下請負人へと下へ流れていく。

そのようなシステムだと、まずは建築資金貸主の手元に建築資金が残っている場合がある。すなわち、建築資金貸主が貸す義務をまだ履行していない場合である。次に、注文者が元請負契約に基づいて支払うべき資金がある。注文者の手元にまだ支払われていないで留めている資金（支払留保金）がある場合がある。第三に、注文者から元請負人へ元請負契約価格の支払いがなされ、元請負人まで建築資金が移動している場合がある。そして、その後、この資金が下請負人、材料供給者へ支払われれば、何の問題もない。しかし、ここで問題となるのは、元請負人が破産し、下請負人・材料供給者が支払われない場合である。建築資金が注文者から元請負人に支払われずに残っている場合、又は、注文者から元請負人に建築資金が支払われたが、まだ元請負人が下請負人・材料供給者に支払いをしない間に元請負人が倒産した場合、その建築資金を求めて、下請負人・材料供給者は他の一般債権者、担保権者と争うことになる。

1 建築信託基金の法理：信託成立のメルクマール

(1) 下請負人・材料供給者に支払うべき義務

建築信託基金の法理については、まず、下請負人または材料供給者に対し全

下請負人の建築請負報酬債権の保護

額債権を支払うべきという注文者の義務または元請負人の義務というものが、信託の成立に大きく寄与していた。注文者が支払留保金を有している場合、下請負人・材料供給者が元請負人から全額支払われることを保証する義務を注文者が負っており、その結果、下請負人・材料供給者がいまだ支払われていない場合には、注文者は、元請負人に本来支払うべき建築資金を支払わずに留めておく権利があった。元請負人の場合は、下請負人・材料供給者に対して全額の債権の支払いをしなければならない。支払いを怠ると、元請負人の場合には、刑罰を含む罰則まで規定されていた。注文者も元請負人も、建築資金から下請負人・材料供給者に支払うべき義務というのは、単なるコモンロー上の義務ではなく、下請負人・材料供給者のために行動するエクイティ上の義務、信託義務が課されていると考えられ、その場合に信託が認められた。

この義務の根拠については、判例法上の義務と制定法上の義務があった。例えば、注文者の義務としてジョージア州では下請負人が元請負人から支払われることを保証する義務（判例法上の義務）があるとする。ケンタッキー州では、制定法上の義務として、元請負人が注文者から受領した資金から、下請負人・材料供給者に全額支払うことを要求していた。

(2) 建築資金が下請負人・材料供給者の支払いのためにしか使われない

次に、イリノイ州で見られたように、元請負人が下請負人・材料供給者の支払いという特定の目的のために行動するという「特定の目的」が信託を成立させた。下請負人・材料供給者のために支払うという特定の目的とは信託目的につながる。そして元請負人は、注文者と下請負人との間で建築資金の導管として行動し、建築資金は下請負人・材料供給者の支払いのためにしか使われないという建築資金の用途の拘束がなされていた。

(3) 信託基金の法理の制限的適用

最後に、建築信託基金の法理に制定法上の根拠がなく、エクイティ上認められる場合には、他のメカニクスリーエンの権利を行使しうる状態にあることが保護されるための消極的要件であった（対して、制定法上認められる場合には、メカニクスリーエンとは独立して保護が与えられた）。自分の債権を守る手段を自らのせいで取り損ねたということであれば、保護される資格はない。そして、他に救済方法がない場合にのみ、制限的に認められる。

2 建築資金に対して元請負人の権利がないとする構成

下請負人・材料供給者の債権を保護するもう1つの方法は、建築資金に対して、元請負人には権利がないとする構成である。

元請負人の債権者である金融機関が、元請負契約における元請負人の受領金に対して担保権を有している。しかし、元請負契約において、下請負人・材料供給者の債権の支払いのために、契約価格の10パーセントを注文者が留保する権利を有していた。元請負人は下請負人・材料供給者へ適切に支払う義務を怠ったので、その10パーセントの支払いを受ける権利がなく、元請負人は受領金に権利がないので、金融機関の担保も付与されなかった。

もっとも建築資金に対して、元請負人には権利がないとする構成は、信託構成に近い。特に元請負人が破産した場合に、元請負人の他の債権者から建築資金を切り離す構成としては、元請負人にその資金に対する権利がないといっても、その資金は信託財産といっても結論は同じである。その意味で、この類型は、信託とは一言も述べられてはいないが、建築信託基金の法理の一種あるいは亜種と言ってよいのかもしれない。

3 日本法への示唆

米国の判例を調べるに際し、常に念頭においていたのは、公共工事の前払金

下請負人の建築請負報酬債権の保護

保証制度に関する判決（最判平成14年1月17日）であった。単純に比較はできないが、米国の判例を調べて、気づいた点を述べることにする。

米国では、まず建築資金について、制定法上、契約上、または判例法上、元請負人が下請負人・材料供給者の債権を全額支払う義務を負っている場合、元請負契約価格のうち、その部分は、下請負人・材料供給者の債権のために支払われるものとして、最初からいわばマーク（色）がついている。そのマークされた部分の金銭については、元請負人は注文者から預かって、そのまま下請負人・材料供給者に渡すだけである。マークされているといったのは、実際に必ずしも分別管理されているというわけではなく、計算上、下請負人・材料供給者の債権価額分を明らかにすればよいということである。

建築信託基金の法理で、元請負人が受託者である、建築資金のうち、未払いの下請負人・材料供給者の債権額だけ信託財産であるとするには、元請負人が下請負人・材料供給者に対して支払い義務を負うこと、そして、建築資金について、その支払いのためにしか元請負人は行動せず、建築資金が下請負人・材料供給者の債権支払いのためにしか使われないこと、が米国での信託成立のメルクマールとして重要である。

わが国の判例において、受託者＝元請負人、委託者兼受益者＝注文者ということで当てはめれば、元請負人が注文者に対して工事代金の支払いにしか前払い金を使わない義務を負うこと、工事代金の支払いにしか前払い金が使われないことが信託成立のメルクマールとして重要といえる。

しかし、この場合、わが国の判例において、受益者が注文者であるということに問題がある。この建築請負の場面において、そもそも米国で信託が認められるのは、下請負人・材料供給者の債権保護という公共政策的な配慮が少なからずある。建築信託基金の法理は、下請負人・材料供給者の債権の最後の救済手段である。米国では注文者が受益者となれば、信託は認められない可能性がある。わが国でも、工事の必要経費の支払いに下請負人の代金支払いが含まれ

ているはずであり、受益者に下請負人を含ませることが可能であり、より自然な構成であると考ええる。

注

- (1) 最一小判平成14年1月17日(民集56巻1号20頁, 金法1645号51頁), 伊室亜希子「他人のために金銭を保管すべき者が自己名義で預金をした場合における信託成立の可能性」関西大学法学論集第54巻第3号(2004)86頁以下参照。
- (2) 樋口範雄『フィデュシャリー〔信託〕の時代』(有斐閣, 1999)18頁以下参照。
- (3) 米国では, 下請負人も材料供給者も同じメカニクスリーエン権利者であるので, 建築工事に関する同じ債権者として扱われる。
- (4) 伊室亜希子「アメリカ合衆国における建築請負報酬債権の担保方法(1)~(6・完)」NBL622号40頁, 624号65頁, 625号61頁, 628号57頁, 629号53頁, 630号61頁(1997)。伊室亜希子「ニューヨーク州法における建築請負報酬債権の担保方法—わが国における立法論を志向して—(1)~(4・完)」早稲田法学第75巻4号61頁, 76巻1号31頁, 76巻2号149頁(2000), 76巻4号51頁(2001)
- (5) 前掲注(4)伊室・「ニューヨーク州法における建築請負報酬債権の担保方法—わが国における立法論を志向して—(3)」早稲田法学第76巻第2号(2000)149頁以下。
- (6) 前掲注(4)伊室・「アメリカ合衆国における建築請負報酬債権の担保方法(4)」628号60頁以下参照。
- (7) Dan T. Coenen, "Priorities in Accounts: The Crazy Quilt of Current Law and a Proposal for Reform", 45 Vand. L. Rev. 1067, 1138, n. 414, n. 415 (1992)
もう1つエクイティ上のリーエン理論(equitable lien theory)がある。これは主に注文者が破産した場合を念頭においており, 建築資金貸主(金融機関)にまだ融資されずに残っている金銭がある場合に, 元請負人がその融資金に権利を主張するものである。本稿では, 元請負人の破産を念頭において議論するので, エクイティ上のリーエンについてはこれ以上触れない。機会があれば別稿で紹介したいと考えている。
- (8) Daniel F. Hinkel, "Georgia Construction Mechanics' & Materialmens's Liens", Fourth Edition (2009) pp. 11- § 1:7
- (9) 本稿では擬制信託そのものを扱うことしない。Ascher, Scott and Ascher on Trust, volume1, § 3.4.7, p. 147 (Fifth edition, 2006)によると, 擬制信託が生じるのは, 財産の権利者が, それを誰か他人に譲るエクイティ上の義務に服するときである。

下請負人の建築請負報酬債権の保護

権利者が当該財産を保持することを認めることは、不当利得 (unjust enrichment) になるという根拠に基づいている、とする。

- (10) *United Parcel Serv., Inc. v. Weben Indus., Inc.*, 794 F.2d 1005 (5th Cir. 1986) にはジョージア州法が適用されているが、各州の建築信託基金の判例を多数集めていて参考とした。
- (11) George Gleason Bogert, "The Law of Trusts and Trustees", Second Edition Revised (1992) and 2006 Cumulative Pocket Part, § 246, n. 21
- (12) 前掲注(4)伊室「ニューヨーク州法における建築請負報酬債権の担保方法—わが国における立法論を志向して—(3)」早稲田法学第76巻第2号(2000)154頁注84において、ミシガン州の規定 (Building Contract Fund Act) を紹介している。この制定法の前文には、「建築産業における不当な要求 (imposition) と詐欺 (fraud) から州民を守り、この法律違反の罰則を規定するための法律」とある。1931年に制定された。ミシガン州の規定は全部で3か条からなり、第1条において、「建物建築産業において、ある者から元請負人へ、又はその者若しくは元請負人から下請負人へ支払われた建築契約資金は、本法によって、支払いをなす者、元請負人、労働者、下請負人又は材料供給者の利益のために、信託基金であるとみなされる。そして元請負人または下請負人は、建物建築目的のために、自己に支払われたすべての資金の受託者とみなされる。」と規定されている。第2条、第3条において、元請負人又は下請負人が信託基金を流用した場合の刑罰が規定される。(Mich. Stats. Ann. § § 570. 151-570. 153)
- (13) Bogert, *supra* note 11, § 246, n. 21. N.J. Stats. Ann. § 2A: 44-148 (2010) 「公共工事のために州や公共団体によって元請負人に支払われた金銭は、すべての労務及び材料の債権がすべて支払われるまでは元請負人の手のもとに信託基金を構成する。」ニュージャージー州信託基金法を適用する判例として、*Universal Bonding Ins. Co. v. Gittens and Sprinkle Enters.*, 960 F.2d. 361 (3d Cir. 1992)
- (14) テキサスの制定法は、以下のように規定する。Tex. Prop. Code. Ann. § 162.002 (West 1994) 受託者としての請負人「信託基金を受領する元請負人、下請負人、または注文者…は、信託基金の受託者である」§ 162.001 「trust fund」は建築契約のもとで、元請負人または下請負人になされた支払いを含む。*Panhandle Bank & Trust Co. v. Graybar Electric Co.*, 492 S. W. 2d 76 (Tex. Civ. App. 1973) 事件では、銀行に対する下請負人の材料供給者の優先権を、制定法及びエクイティ上の根拠に基づいて認めた。
- (15) Md. Real Property Code. Ann. § 9-201 以下 (2010) 参照。大隈一武「シリーズ米英請負判例要覧 196・メカニックス・リーエン法と工事信託法」国際商事法務 Vol. 35, No. 6 に紹介がある。メリーランド州工事信託法は「下請負人が作業提供

下請負人の建築請負報酬債権の保護

した相手の元請負人または他の下請負人の不誠実なやり方からその下請負人を保護するために1987年に制定された。発注者から元請負人に対して、または発注者もしくは元請負人から下請負人に対し支払われた金銭に関して信託を創設し、当該元請負人または下請負人が受託者として建物建設工事の作業または資材提供した下請負人のために保有する。同法は、受託者の元請負人または下請負人が信託保有金銭を対象下請負人に支払う以外の目的での信託基金の保有または使用に対して個人的に責任を負うとする。同法の適用は同州メカニクス・リーエン法による財産または公共調達法による契約に限定している。」

- (16) Bogert *supra* note 11, § 246, n. 21. Haw. R. S. § 444-29
- (17) See, Bogert, *supra* note 11, 2006 Cumulative Pocket Part, § 246, n. 21. Colo. Rev. Stat. § 38-22-127 (1) は下請負人によって完成した工事のために元請負人によって受領された資金の信託的な保持を要求する規定である。制定法上の信託は信託を設定する委託者の意図を要しないという一般的ルールを示して、裁判所は、住宅建築会社が制定法上の信託規定に反していると判示した。Flooring Design Associates, Inc. v. Novick, 923 P.2d 216 (Colo. Ct. App. 1995)
- (18) Selby v. Ford Motor Company, 590 F.2d 642 (6th Cir. 1979) において、破産管財人は、破産した元請負人を飛び越えて、建築プロジェクトの注文者によって下請負人に直接になされた支払いを偏頗行為として回復することを求めた。連邦破産裁判所では、破産した元請負人の手にある建築プロジェクトの受領金に対する、下請負人と材料供給者のエクイティ上の請求権に対して、一般債権者に味方する破産法の優先権と制定法上のリーエンの項を財産に適用するのを拒んできた。ミシガン州の建築業者信託基金法は、単に制定法上の形式で、これらの裁判所の判決における原則を理解する。メカニクスリーエン法によって与えられた救済は、不十分であり、そしていくつかの州の立法者は、ミシガン州のように、建築業者信託基金法を採用してきた。これらの州の制定法によって創設された財産権は、破産制度でも認識され、実行されるべきだ。破産管財人は他の信託をくすねて、それを破産債権者に配当することを認められるべきではない。
- (19) 以下の部分について、Lawrence Ponoroff, "Construction Claims in Bankruptcy: Making the Best of a Bad Situation", 11 Bank. Dev. J. 343, 351 (1994/1995)
- (20) Tex. Prop. Code. Ann. § 162.032 信託基金の流用について刑罰を科す規定がある。軽罪 (§ 162.032 (a)) だけではなく、詐欺の意図を持っていた場合には、第3級の重罪 (felony of the third degree) が科せられている (§ 162.032 (b)) 反対に、メリーランド州法は、刑罰を科すのではなく、信託基金の流用者に個人的な責任を課している。
- (21) Lawrence Ponoroff, *supra* note 19, n31. Dan T. Coenen, *supra* note 7, at 1138-1139.

下請負人の建築請負報酬債権の保護

- (22) United Parcel Serv., Inc. v. Weben Indus., Inc., supra note 10.
- (23) ジョージア UCC 統一商事法典は 1964 年 1 月 1 日に発効した。ジョージア UCC 統一商事法典 9-310 条, Ga Code Ann. § 11-9-310 は, 1978 年に修正され, 完成された担保権は, Ga. Code Ann. § 67-1701 (現在は, Ga. Code Ann. § 44-14-320 に修正されている) に列挙されたすべてのリーエンに優先すると規定した。
- (24) Culter-Hammer, Inc. v. Wayne, 101 F.2d 823 (5th Cir.), cert. denied, 307 U.S. 635, 83 L. Ed. 1517, 59 S. Ct. 1031 (1939)
- (25) Short & Paulk Supply Co. v. Pykes, 120 Ga. App. 639, 171 S. E. 2d 782 (Ga. Ct. App. 1969)
- (26) Scott v. Williams, 111 Ga. App. 735, 143 S. E. 2d 16 (Ga. Ct. App. 1965) 正確には「これらの責任は, 元請負人によって雇われた労働者や材料供給者が支払われるかを注意しておくことが元請負人に対して主要な義務である注文者の債権 (credits) に等しいので, 注文者は, 下請負人らの請求権が未払いである限り, 最終的な支払いを留めておく権利がある。」
- (27) Bethlehem Steel Corp. v. Tidwell, 66 B. R. 932 (M. D. Ga. 1986)
- (28) O. C. G. A. § 16-8-15
- (29) See, United Parcel Serv., Inc. v. Weben Indus., Inc., supra note 10. 控訴裁判所の事案なので, 先例拘束性はない。
- (30) O. C. G. A. § 44-14-361 (b) (1982), § 44-14-361. 2 (1986)
- (31) In re Amarlite Architectural Products., Inc., 178 B. R. 904 (Bankr. N. D. Ga 1995)
- (32) See, Bogert supra note 11, 2006 Cumulative Pocket Part, § 246, n. 21.
- (33) In re Tonyan Construction Co., 28 Bankr. 714 (Bankr. N.D. Ill. 1983)
- (34) Knopfler v. Addison Bidg. Material Co. (In re Germansen Decorating, Inc.), 149 B. R. 522, 527-528 (Bankr. N. D. Ill. 1993)
- (35) In re D & B Electric, Inc., 4 Bankr. 263 (Bankr. W. D. Ky 1980) 連邦破産裁判所
- (36) Selby v. Ford Motor Company, Supra note 18.
- (37) Petter Supply Co. v. Hal Perry Constr., 563 S. W. 2d 749 (Ky. App. 1978)
- (38) Citizens Fidelity Bank & Trust Co. v. Fenton Rigging Co., 522 S. W. 2d 862 (Ky. Ct. App. 1975)
- (39) Lawrence Ponoroff, Supra note 19, at 351, n. 214 「元請負人が破産した場合に, 下請負人と材料供給者は, 債務者である元請負人から注文者によってとどめ置かれている契約金における権利を主張する関連テクニックを使おうと試みる。彼らは裁判所にエクイティ上のリーエンを認めるように申立て, 未払いの労働者と材料供給者のために, その資金に擬制信託を課すように申し立てる。このテクニックはほとんど成功しない。一般に多くの裁判所は, 破産裁判所が彼らの固有の擬制

下請負人の建築請負報酬債権の保護

信託を課している。それによって実際にまたは効果的に不動産から対象財産を取り除き、リーエンを完成する必要な手段を取り損ねた債権者を保護したり、そうでなければ単に無担保の債権者を保護したりするエクイティ上の力を使うべきではないということに同意する。

擬制信託救済は、このように制定法または明示の信託の存在する場合は異なり、下請負人や材料供給者は、裁判所がそのような利益の創設が特定の間違いを救済するために必要である、または不当利得を防ぐと納得しない限り、特定の不動産に受益権を請求できない。この見解は特定の制定法の保護の形式の代わりに、不動産や契約金にエクイティ上のリーエンを認める伝統的な州法の原則に一致する。」

Shubert v. Jeter (In re *Jeter*), 171 B. R. 1015, 1023 (Bankr. W. D. Mo. 1994) では、擬制信託救済は、異例なものであり、他の適切な法的な救済が存在しない場合にのみ与えられるとする。In re *Faita*, 164 B.R. 6, 12 (Bankr. D. Conn. 1994) において、コネティカット州法は、間違った充当と横領 (conversion) のためにのみ、またはエクイティ上の義務が存在するときのみ、擬制信託を命ずる。

- (40) *Bogert*, *Supra* note 11, § 246
- (41) *Cherokee Carpet Mills, Inc. v. Worthen Bank and Trust*, 561 S. W. 2d 310, 313 (Ark. 1978) アーカンソー州最高裁判所
- (42) *Georgia Pacific Corp. v. Sigma Service Corp.*, 712 F. 2d 962 (5th Cir. 1983)
- (43) *Selby v. Ford Motor Company*, *Supra* note 18.
- (44) In re *D & B Electric, Inc.*, *Supra* note 36.
- (45) *Dan T. Coenen*, *Supra* note 7, at 1139-1140
- (46) *Himes v. Cameron County Construction Corp.*, 432 A. 2d 1092 (Pa. Super. Ct. 1981), *aff'd*, 444 A. 2d 98 (Pa. 1982)
- (47) *Jacob v. Northeastern Corp.*, 416 Pa. 417, 206 A. 2d 49 (1965)
- (48) *B. Bornstein & Son, Inc. v. R. H. Macy & Co.*, 278 Pa. Super. 156, 420 A. 2d 477 (1980)
- (49) 伊室亜希子「預り金の信託的管理 (副題略)」米倉明編著『信託法の新展開』(商事法務, 2008年) 39頁以下
- (50) *United States v. Durham Lumber Co.*, 363 U. S. 522, 80 S. Ct. 1282, 4 L. Ed. 2d 1371 (1960)